

名古屋市公報	平成30年 7月25日 第1267号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第51号)	4
○ 名古屋市計画提案に係る規模を定める条例 (住都・総務課) (第52号)	6
○ 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条 例 (子青・総務課) (第53号)	8
告 示	
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定 (財政・税制課) (第439号)	10
○ 有料公園施設の利用の禁止について (緑土・緑地管理課) (第440号)	11
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について (住都・住宅管理課) (第441号)	12
○ 有料公園施設の供用時間の変更について (観光・名古屋城総合事務所) (第442号)	18
○ 葵土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補 者について (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第443号)	20
○ 葵土地区画整理審議会委員選挙の無投票 (住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第444号)	21
達	
○ 区長以下代決規程の一部改正 (総務・行政改革推進室) (第44号)	22
公 告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (市経・地域商業課)	30
○ 大規模小売店舗立地法による届出の公告の取消し (市経・地域商業課)	33
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告 (市経・地域商業課)	34

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第51号）
 - 1 改正内容
 - (1) 太鼓ヶ根地区計画の決定に伴い、対象区域を追加します。（別表第 1 関係）
 - (2) 太鼓ヶ根地区計画の地区整備計画において定められた建築物等に関する事項のうち、建築物の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度を定めます。（別表第 2 関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
- 名古屋市計画提案に係る規模を定める条例（第52号）
 - 1 制定の趣旨
都市計画法施行令第15条ただし書の規定に基づき、計画提案に係る規模を定める条例を制定します。（第 1 条関係）
 - 2 主な内容
計画提案に係る規模を定めます。（第 2 条関係）
 - 3 施行期日
公布の日から施行します。
- 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（第53号）
 - 1 改正内容
地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整備等を行います。（別表第 1 及び別表第 2 関係）
 - 2 施行期日
平成30年 9月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第44号）

1 改正内容

平成30年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（別表第 2及び別表第 3関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7 月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第51号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年
名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

太鼓ケ根地区整備 計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された名古屋都 市計画太鼓ケ根地区計画の区域のうち、地区整備計画が定 められている区域
------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

太鼓ケ根 地区整備 計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅又は共同住宅 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これら に類するもの 3 診療所
----------------------	----	-------	--

		4 上記の建築物に附属する車庫又は物置 5 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
	敷地面積の最低限度	170 平方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市計画提案に係る規模を定める条例をここに公布する。

平成30年 7 月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第52号

名古屋市計画提案に係る規模を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第15条ただし書の規定に基づき、計画提案に係る規模を定めるものとする。

(計画提案に係る規模)

第2条 前条の規模は、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成14年政令第257号）第1条の表名古屋駅周辺・伏見・栄地域の項に掲げる地域を区域とし、次の各号に掲げる都市計画の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第3号に規定する高度利用地区、同項第4号の2に規定する特定用途誘導地区、法第12条第1項第4号に規定する市街地再開発事業又は法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画 0.3ヘクタール
- (2) 法第8条第1項第4号に規定する特定街区 0.2ヘクタール

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第53号

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第 1中「 1月」を「 4月」に改め、同表備考第 5項中「 4」を「前項」に改め、同項を同表備考第 6項とし、同表備考中第 4項を第 5項とし、第 3項を第 4項とし、第 2項の次に次の 1項を加える。

- 3 市町村民税の所得割の額とは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 2号）第 1条の規定による改正前の地方税法第 314条の 3第 1項の規定を適用して算定した所得割（同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。

別表第 2中「 1月」を「 4月」に改め、同表備考中「、第 3項及び第 5項」を「から第 4項まで及び第 6項」に、「別表第 1備考第 3項」を「別表第 1備

考第 4項」に、「同表備考第 5項中「 4」を「同表備考第 6項中「前項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 9月 1日から施行する。ただし、別表第 1及び別表第 2の改正規定（「 1月」を「 4月」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 439 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成30年 7 月18日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
学校法人至学館	名古屋市東区大幸南二 丁目 1 番10号	平成30年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金
公益財団法人内藤科 学技術振興財団	名古屋市中川区福住町 2 番26号	平成30年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 440号

有料公園施設の利用の禁止について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により
次のとおり利用を禁止します。

平成30年 7月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公園施設の名称

押切公園野球場

2 利用を禁止する期間

平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日まで

3 利用を禁止する理由

下水道工事のため

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 441号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成30年 7月20日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）
又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下
「定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第
5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営
住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日
から起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の
2 の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、そ
のうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者
として住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しない
ものでないこと。

(8) 原則として、保証人 1 名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、
各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成 30 年 7 月 27 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36
号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」と
いう。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成 30 年 7 月 27 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午
後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

平成 30 年 7 月 27 日（金）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 1 月 1 日から同月 3 日
まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00
分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成30年 8月 6日（月）の午後 3時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

平成30年 8月 6日（月）午後 3時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

平成30年 8月 7日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から
午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

平成30年 8月 7日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3
日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10
時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 66戸

事故住宅 12戸

第 2 市営住宅・大家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 4戸

事故住宅 1戸

第 3 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1 条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成30年 8月 6日（月）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般向けと同じ

(3) 日時

ア 公募初日

平成30年 8月 6日（月）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

平成30年 8月 7日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

平成30年 8月 7日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 23戸

事故住宅 2戸

(2) 改良住宅

事故住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 442号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成30年 7月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2 変更内容

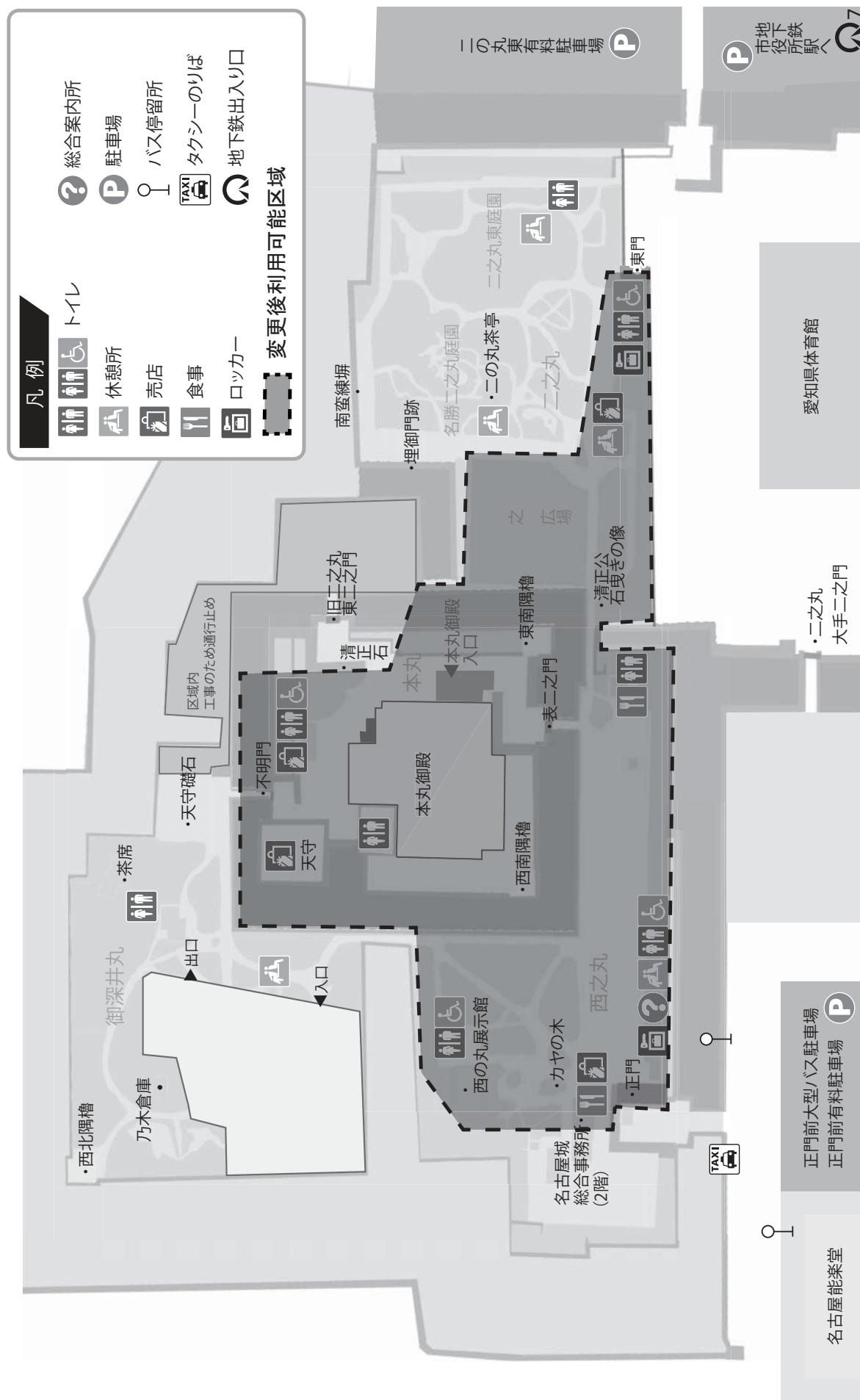
平成30年 8月 4日から同月15日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 8時30分まで」に変更します。

3 その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更時間のうち午後 4時30分から午後 8時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(別図) 変更後利用区域図



名古屋市告示第 443号

葵土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者について

平成30年 8月 5日に執行する名古屋都市計画事業葵土地区画整理審議会委員選挙につきまして、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第 2項の規定により届出のありました候補者は、次のとおりです。

平成30年 7月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員に立候補した者

氏 名	住 所
浅野 定男	名古屋市東区葵三丁目17番26号
加藤 克佳	名古屋市東区葵二丁目 4番16号
川島 悦雄	名古屋市東区葵二丁目 4番12号
櫻井 啓正	名古屋市東区葵三丁目17番 6号
鈴木 利男	名古屋市東区葵三丁目17番36号
高橋 昭夫	名古屋市東区葵二丁目 9番 6号
中野 幸夫	名古屋市東区葵三丁目 1番15号

2 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員に立候補した者

名 称	主たる事務所の所在地
合資会社宮松	名古屋市東区葵三丁目17番41号

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 444号

葵土地区画整理審議会委員選挙の無投票

平成30年 8月 5日に執行する名古屋都市計画事業葵土地区画整理審議会委員選挙については、届出のありました候補者の数が選挙すべき委員の数を超えませんので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行いません。

平成30年 7月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

庁 中 一 般
区 役 所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

平成30年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第2 区長の項の次に次のように加える。

保健福祉センター所長	1	大気汚染防止法第15条第1項、第15条の2第1項及び第18条の29第1項による勧告に関すること。
	2	水質汚濁防止法第13条の4による勧告に関すること。
	3	騒音規制法第9条、第12条第1項及び第15条第1項による勧告並びに同条第2項による命令に関すること。
	4	振動規制法第9条、第12条第1項及び第15条第1項による勧告並びに同条第2項による命令に関すること。
	5	悪臭防止法第8条第1項による勧告に関すること。
	6	公害健康被害の補償等に関する法律による申請、請求及び届出の受理に関すること。
	7	公害健康被害の補償等に関する法律による公害医療手帳の交付決定に関すること。
	8	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第33条、第35条第1項、第36条第2項、第38条第1項、第44条第1項、第76条、第84条及び第125条による勧告並びに第38条第2項による命令に関すること。
	9	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

		第 126 条第 1 項（第33条、第36条第 2 項、第76条、第84条及び第 125 条による勧告に従わない場合に限る。）及び第 2 項（第38条第 2 項による命令を行う場合に限る。）による氏名等の公表に関すること。
	10	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例第 5 条第 2 項による助成期間の延長に関すること。
	11	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例による医療手帳の交付決定に関すること。
保健センター 一所长	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条（結核に係るものに限る。）及び第37条の 2（第42条において準用する場合を含む。）による医療費負担の決定に関すること。
	2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第 1 項、第36条及び第50条の規定による水の使用若しくは給水の制限又は禁止に係る事務に関すること。
	3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条及び第50条（第31条第 1 項による措置に係るものに限る。）の規定による質問又は調査に関すること。
	4	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条による費用の徴収に関すること。

別表第 2 保健福祉センター所長の項、保健センター所長の項及び公害対策室長の項を削り、同表環境薬務室長の項の次に次のように加える。

公害対策室 長	1	大気汚染防止法第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第11条（第17条の13第 2 項、第18条の13第 2 項及び第18条の31第 2 項において準用する場合を含む。）、第12条第 3 項（第17条の13第 2 項、第18条の13第 2 項及び第18条の31第 2 項において準用する場合を含む。）、第17条の 5 第 1 項、第17条の 6 第 1 項、第17条の 7 第 1 項、第18条第 1 項及び第 3 項、第18条の 2 第 1 項、第18
------------	---	---

	条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の15第1項及び第2項、第18条の23第1項、第18条の24第1項並びに第18条の25第1項による届出の受理に関する こと。
2	大気汚染防止法第10条第2項（第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。）による期間の短縮の決定に関する こと。
3	大気汚染防止法第26条第1項による報告の徴収及び立入検査に関する こと。
4	大気汚染防止法第27条第2項及び第4項による通知の受理に関する こと。
5	水質汚濁防止法第5条から第7条まで、第10条、第11条第3項、第14条第3項及び第14条の2第1項から第3項までによる届出の受理に関する こと。
6	水質汚濁防止法第9条第2項による期間の短縮の決定に関する こと。
7	水質汚濁防止法第22条第1項による報告の徴収及び立入検査に関する こと。
8	水質汚濁防止法第22条第2項による報告の徴収に関する こと。
9	水質汚濁防止法第23条第2項及び第4項による通知の受理に関する こと。
10	ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第18条並びに第19条第3項による届出の受理に関する こと。
11	ダイオキシン類対策特別措置法第17条第2項による期間の短縮の決定に関する こと。
12	ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項による報告の受理に関する こと。
13	ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項による報

	告の徴収及び立入検査に關すること。
14	ダイオキシン類対策特別措置法第35条第2項及び第4項による通知の受理に關すること。
15	騒音規制法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項による届出の受理に關すること。
16	騒音規制法第20条第1項による報告の徴収及び立入検査に關すること。
17	騒音規制法第21条第2項及び第4項による通知の受理に關すること。
18	振動規制法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項による届出の受理に關すること。
19	振動規制法第17条第1項による報告の徴収及び立入検査に關すること。
20	振動規制法第18条第2項及び第4項による通知の受理に關すること。
21	悪臭防止法第20条第1項による報告の徴収及び立入検査に關すること。
22	特定工場における公害防止組織の整備に關する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項又は第6条第2項において準用する場合を含む。）及び第6条の2第2項による届出の受理に關すること。
23	特定工場における公害防止組織の整備に關する法律第11条第1項による報告の徴収及び立入検査に關すること。
24	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第5 9の項、11の項及び13の項に掲げる県民の生活環境の保全等に關する条例及び同条例の施行のための愛知県規則に基づく事務に關すること（同条例第10条、第19条第1項、第20条第1項、第24条第2

		項、第31条及び第34条第1項による命令並びに同条例第102条第1項による氏名等の公表に関するものを除く。)
	25	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第1項、第18条第1項、第64条第1項及び第66条第1項による許可に関すること。
	26	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第5項（第18条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項、第19条（第34条において準用する場合を含む。）、第20条第3項（第34条又は第68条（第75条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第37条第1項及び第2項、第65条第1項、第67条、第72条第1項、第73条、第74条、第80条第1項、附則第5条第1項並びに附則第6条第1項による届出の受理に関すること。
	27	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第6項（第18条第2項において準用する場合を含む。）による認定に関すること。
	28	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第23条第2項及び第127条第1項による報告の徴収並びに同条第2項による検査及び質問に関すること。
	29	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第71条第1項及び第2項、第75条の2並びに第81条による報告の受理に関すること。

別表第3部長の項の次に次のように加える。

保健福祉センター所長	1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条による支給決定の取消し（精神障害者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大
------------	---	--

		臣が定める程度である者（以下「精神障害者等」という。）に係るものに限る。）に關すること。
	2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条による介護給付費等の額の特例の適用の決定（精神障害者等に係るものに限る。）に關すること。
	3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10による地域相談支援給付決定の取消し（精神障害者等に係るものに限る。）に關すること。
	4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る審査請求の弁明書の提出（精神障害者等に係るものに限る。）に關すること。
	5	児童福祉法第21条の5の9による通所給付決定の取消し（精神障害児及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童（以下「精神障害児等」という。）に係るものに限る。）に關すること。
	6	児童福祉法第21条の5の11による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定（精神障害児等に係るものに限る。）に關すること。
	7	児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出（精神障害児等に係るものに限る。）に關すること。

別表第3 福祉部長の項第6号中「精神障害児及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である児童（以下「精神障害児等」という。）」を「精神障害児等」に改め、同項第12号中「精神障害者及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「精神障害者等」という。）」を「精神障害者等」に改め、同項の次に次のように加える。

支 所 長	1	繰上徴収に關すること。
-------	---	-------------

2	生活保護法第24条から第26条まで及び第28条第5項による保護の決定、停止及び廃止に関すること。
3	生活保護法第62条第3項による保護の停止及び廃止に関すること。
4	生活保護法第78条による費用等の徴収に係る決定に関すること（所管に係るものに限る。）。
5	生活保護法第81条による後見人選任請求に関すること。
6	老人福祉法による養護受託者の認定及び登録に関すること。
7	児童福祉法第21条の5の9による通所給付決定の取消し（精神障害児等に係るものを除く。）に関すること。
8	児童福祉法第21条の5の11による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定（精神障害児等に係るものを除く。）に関すること。
9	児童福祉法第24条の4による入所給付決定の取消しに関すること。
10	児童福祉法第24条の5による障害児入所給費の額の特例の適用の決定に関すること。
11	児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出（精神障害児等に係るものを除く。）に関すること。
12	知的障害者福祉法による職親の認定及び登録に関すること。
13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条による支給決定の取消し（精神障害者等に係るものを除く。）に関すること。
14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条による介護給付費等の額の特例の適用の決定（精神障害者等に係るものを除く。）に関すること。
15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10による地域相談支援給付決定の取消

		し（精神障害者等に係るものを除く。）に關すること。
	16	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条による支給認定の取消し（更生医療に係るものに限る。）に關すること。
	17	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る審査請求の弁明書の提出（精神障害者等に係るものを除く。）に關すること。
	18	国民健康保険料に係る減免（所得激減、事業の休廃止、災害及び給付制限に限る。）に關すること。
	19	居宅サービス費等の額の特例等の適用の決定に關すること。
	20	介護保険料に係る減免に關すること。

別表第3 企画経理室長の項を削り、同表主幹（農政）の項の次に次のように加える。

企画経理室長	1	使用料の年額又は総額が60万円以下の行政財産の目的外使用の許可に關すること。ただし、使用料の減額又は免除に係るものを除く。
	2	支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知に關すること。
	3	資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）及び精算に關すること。
	4	歳入歳出外現金等の受払通知に關すること。

別表第3 保健所長の項、支所長の項及びセンター館長の項を削る。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 7月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシャインサカエ

名古屋市中区錦三丁目2403番 ほか 4筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
建物内地下駐車場	55台	変更なし	55台	変更なし
ヒガシパーキング	25台	—	124台	—
タワーパーク錦	5台	—	91台	—
計	85台	55台	270台	55台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
建物内地下 2階駐輪場	307台	213台
計	307台	213台

駐輪場の位置については、縦覧によります。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)金澤文苑堂	午前 9時00分	午前10時00分	午前 4時00分	午後12時00分

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
ヒガシパーキング	午前 7時00分から 午前 2時00分まで	—
タワーパーク錦	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
建物内地下駐車場	1箇所	変更なし
ヒガシパーキング	1箇所	—
タワーパーク錦	1箇所	—
計	3箇所	1箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

(1) 2(1)、(2)、(4) 及び(5) については、平成31年 3月 5日

(2) 2(3)については、平成30年 7月 5日

4 変更しようとする理由

(1) 2(1)、(2)、(4) 及び(5) については、利用実績に見合った駐車場及び駐輪場運営とするため

(2) 2(3)については、営業時間変更のため

5 届出の日

平成30年 7月 4日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 7月18日から同年11月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年11月19日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による届出の公告の取消し

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出が取り下げられましたので、平成30年 6月21日付けで公告しました大規模小売店舗立地法による届出の公告を取り消します。

平成30年 7月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシャインサカエ

名古屋市中区錦三丁目2403番 ほか 4筆

2 届出の日

平成30年 6月 4日

3 取下げの日

平成30年 7月 4日

4 取下げの理由

届出内容に誤りがあったため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 7月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー中志段味店

名古屋市中志段味特定土地区画整理事業地内95街区

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)バローホール ディングス	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県多治見市大針町 661番地の 1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成31年 3月 4日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,679平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

220台

(2) 駐輪場の収容台数

155台

(3) 荷さばき施設の面積

300平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

48.0立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)バロー	午前 9時00分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
建物北・西側平面駐車場	午前 0時00分から午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
建物東側A荷さばき施設	午前 8時00分から午後10時00分まで
建物北側B荷さばき施設	午前 6時00分から午前 8時00分まで

7 届出の日

平成30年 7月 3日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 7月19日から同年11月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成30年11月19日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課